

2023年10月発行

# 市議会だより

倉敷市議会議員  
～塩津たかあき～  
連絡先:倉敷市水島高砂町1-7  
電話:(086) 448-8833  
自宅:倉敷市羽島432-7  
発行人:塩津たかあき

## 2023年9月定例会

倉敷市議会9月定例会が9月5日から29日まで開催され、一般質問に登壇し、市長ならびに執行部より回答を引き出しました。

### 一般質問

(主な質問内容。答弁については要旨)

#### 瀬戸内倉敷ツーデーマーチについて

##### これまでの施策の成果について

瀬戸内倉敷ツーデーマーチは、「歩くよろこび、ふれあう心、夢と歴史の瀬戸内の道」をテーマに、自然に親しみながら、体力づくり、健康づくり、そして、心と心のふれあいを図ることを目的に、全国規模の「歩く祭典」

として、毎年3月の第2土曜日・日曜日の2日間で開催されている。

この「瀬戸内倉敷ツーデーマーチ」は、多くの市民のボランティアの方々などのご協力により開催されており、平成8年度に開催された第10回では、2日間で2万人を超える参加者があった。



昭和62年の第1回から毎年開催されていたツーデーマーチ

### 2023年9月定例会 額に汗して働く仲間代表

「働く仲間と」  
「暮らしやすいまち」  
「倉敷を」!!



は、令和元年度の第33回から令和3年度の第35回までが、新型コロナウイルス感染症の影響により3年連続中止となったが、令和4年度の第36回は、コロナも少しずつ落ち着きを取り戻してきていたため、密を避けるために、「当日の受付は行わない」、「スタート時間は、あらかじめ定めた分散スタート」に変更するなどし、3年ぶりの開催となった。

これまで、第36回を数える開催の中では、コース選定も工夫が凝らされ、県外から参加された方への配慮として、2日目の40kmコースを30kmコースとし、参加者の方が、その日のうちに自宅へ戻れるようにと、参加者の方に寄り添ったツーデーマーチの開催になっていると思っている。

また、第32回瀬戸内倉敷ツーデーマーチは、平成31年3月9

日(土)、10日(日)に開催され、「がんばろう！倉敷・真備」復興応援 吉備真備コースと銘打って、平成30年7月豪雨で大きな被害を受けた真備地区の復興への願いを込め、日曜日の30kmコースを復興応援 吉備真備コースとして、まきび公園や横溝正史疎開宅のほか、日本遺産に認定された箭田大塚古墳をめぐるコースで実施された。

これまで、36回を数える瀬戸内倉敷ツーデーマーチについて、本市として施策の成果をどのように捉えているのか伺いたい。

#### 【別府文化産業局長】

倉敷に春を告げる風物詩として定着している「瀬戸内倉敷ツーデーマーチ」は、第1回から第36回まで、市民の皆様をはじめ、全国各地から延べ34万人を超える方々に参加いただいている。

このイベントでは、5kmから40kmの複数のコースを設定することで、子どもから高齢者まで、御家族や友人、職場の同僚等、参加される皆様が楽しく交流しながら、各自の歩く力に応じて、気軽に体力づくりや健康増進に

取り組める機会となっている。また、瀬戸内の豊かな自然や本市の観光名所をコースに盛り込むことで、全体の約半数を占める市外から参加の皆様にも、本市の魅力を発信する機会となっているものと考えている。



#### 真備コースの設定について

今年度開催予定の瀬戸内倉敷ツーデーマーチは、令和6年3月9日(土)、10日(日)の2日間で開催される予定であり、第37回を迎えることになる。

真備地区のコース設定についてであるが、真備地区の復興は、令和5年度の今年度を最終年度とし、国や岡山県の担当分も含

め、主要なハード整備事業が完了しようとしている。

ぜひとも、小田川の新合流点や拡幅された堤防、そして、今年度末を目前に整備を進められている「まびふれあい公園」を眺めることができるコースの設定を行い、復興した真備地区の姿を多くの方々に見ていただくとともに、地元の特産品等を参加者にアピールする場を作るなど、「触れ合いとにぎわいを創出させる」瀬戸内倉敷ツーデーマーチにしてはと考えるが、見解を伺いたい。

#### 【伊東市長】

第37回となる今大会は、令和6年3月9日(土)、10日(日)に開催する予定で、現在、準備を進めているところである。

コースについては、例年どおり主会場である倉敷市役所を出発して、1日目は市内の南方面を、2日目は北・西方面を歩くコースを設けることとし、コロナ禍によって中止していた1日目40km、2日目30kmの長距離コースを再開させたいと考えている。

この内、2日目の30kmの長距離コースとして、まきび公園や

横溝正史疎開宅等の真備地区の名所を巡り、真備支所をゴールとする「吉備真備コース」を設定し、今年度は、平成30年7月豪雨災害から5年の節目であることから、参加者の皆様に真備地区の着実な復興を実感していただけるように、倉敷地区から真備地区に向かう際には、倉敷大橋から小田川の新合流点を眺め、そして、拡幅した小田川の堤防上を歩き、整備中の「まびふれあい公園」や「天皇后両陛下行幸啓記念碑」等を巡るコースを考えている。

また、真備地区のチェックポイントをまきび公園に設けており、従来の豚汁等のおもてなしに加え、地元特産品をPRするため、新たに販売ブースの設置



等についても、検討していく。

#### 設備投資促進

#### 奨励金制度(FOUNT)

#### 固定資産投資額と奨励金交付実績 制度の効果について

設備投資促進奨励金制度は、平成18年度に水島コンビナートをはじめとする市内の既存企業が一定規模以上の設備投資をした場合に固定資産税に相当する額の50%を3年間交付するなど、の支援を行う制度として設けられた。

その後、平成23年度に新エネルギー、次世代自動車、航空機産業に関連する特定業種について制度の拡充をはかり、平成27年度からは固定資産投資額要件を2分の1に緩和し、大企業では5億円以上を2億5000万円以上に、中小企業では5000万円以上を2500万円以上とするなど積極的な投資促進に取り組みされている。

また、令和3年度からは水素や風力発電等、新エネルギー分野、カーボンリサイクル関連の分野における設備投資についても制度を設けている。

平成18年度から設備投資促進奨励金制度が設けられているが、これまでの認定件数と固定資産投資額、また、奨励金の交付実績、制度の効果はどのようになっているのか伺いたい。

#### 【別府文化産業局長】

設備投資促進奨励金制度における制度創設以来の実績については、認定した事業は88社、301件、固定資産投資額の総額は約8041億円、奨励金の交付額は約61億円となっている。これにより、事業者の研究開発や新規事業の支援をすることで、各企業の競争力強化や雇用の創出、および税収の確保などについて、大きな効果が出ているものと考えている。

#### 設備投資促進奨励金制度の継続と支援の拡充について

設備投資促進奨励金制度については、令和6年3月末をもって期限となっている。

この設備投資促進奨励金制度は、企業の競争力強化の促進、地域経済の発展、雇用の維持・創出、税収の確保などについて大きな効果があるものであり、また、2050年のカーボン

ニュートラルの実現や生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーションの導入など、さまざまな課題への対応が企業に求められている中において、さらなる競争力の強化を図っていくためには今後も必要な制度と考えている。

そのため、設備投資促進奨励金制度の継続とともに、助成要件の緩和や支援の拡充について検討されてはと考えるが、見解を伺いたい。

#### 【伊東市長】

本制度は、平成18年度の創設時より期限を設けて運用しており、期限の到来時には、都度、制度の効果を検証するとともに、国の動向や地域経済の状況、市内企業の皆様のご意見などさまざまな角度から検討を行い、制度の継続に加え、要件の緩和や支援内容の拡充・見直しを行っている。

今年度末の期限の到来にあたっては、これまでと同様に効果の検証を行うとともに、2050年カーボンニュートラル実現を含め、今後さらに、市内の大企業・中小企業を問わずエネルギー転換や新技術の研究

開発にかかる戦略的な大型投資が見込まれることから、市として、どのような支援ができるか検討していきたいと考えている。

### 相続登記について

#### 相続登記義務化の市民への周知と相続登記促進について

令和6年4月より不動産を相続した際の登記が義務化される。

これにより、相続により不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。

また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならない。

今後、所有権登記名義人の氏名変更や住所変更の登記についても、その変更があった日から2年以内に氏名もしくは名称または住所についての変更の登記を申請しなければならなくなり、正当な理由がなくこれに違反すると5万円以下の過料の対

象となる。

相続登記が義務化された背景は「所有者不明土地」の問題であり、所有者不明土地とは、登記簿等を調べても所有者が直ちに判明しない土地、所有者が判明していてもその所有者に連絡がつかない土地のことをいう。

相続登記がされないと、登記簿上の所有者は亡くなった人のそのままの状態になり、その状態が長年放置されることで相続人の数が膨大になったり、相続人が音信不通や行方不明になったりして、所有者不明土地となる。

所有者不明土地は、公共事業や復旧・復興事業を進めるうえでの妨げになるだけでなく、空き地として長い間放置されることにより、雑草の繁茂やゴミの不法投棄、不法占有者などの問題が生じ、周辺の治安や公衆衛生に悪影響を及ぼす恐れがある。

相続登記をしていない理由は、「相続した土地や家の名義変更をどうすればいいかわからない」、「相続登記にはどんな書類を準備すればいいのかわからない」などであり、また、相続

登記は手間がかかるからと先代、先々代の名義のまま固定資産税を納付している人も少なくないと言われている。

本市としても、相続登記が行われることで、所有者不明土地が減ることにより、公共事業などを進めるうえでの妨げが減ることにもつながる。

相続登記の手続きは、法務局の所管になるが、「相続した土地や家の名義変更をどうすればいいかわからない」、「相続登記にはどんな書類を準備すればいいのかわからない」などが理由であるので、本庁、支所で実施している無料相談を広く利用していただくことで相続登記の促進につながると思う。

本市として、令和6年4月から相続登記が義務化されることを広く市民の方々に広報するとともに、本庁生活安全課、また各支所相談室で実施している司法書士・土地家屋調査士による、土地・家屋などの相続・登記などに関する無料相談が利用できることを改めて広報を行い、市民の方々の相続登記促進につなげていく必要があると考えているが、見解を伺いたい。

#### 【森市民局長】

近年、相続登記がされないため、所有者が分からない「所有者不明土地」が社会問題となり、令和6年4月から相続登記が義務化されることになった。

登記業務を所管する法務局では、相続登記の義務化について、チラシやホームページ等で周知を行っている。

本市においても、固定資産税の納税義務者が亡くなった場合、相続人を申告する書類を送付する際に、相続登記の義務化に関するチラシを同封している。



さらに、本庁及び支所において、司法書士会や土地家屋調査士会等による無料相談会を定期的に実施し、相続登記を含め

さまざまな相談に応じており、多くの市民に利用いただいている。今後も引き続き、相続登記の促進につながるよう、広報紙やホームページへの掲載等により広く周知していきたい。

### ふるさと納税について

#### 令和4年度の実績と令和5年度目標について

ふるさと納税は、多くの人が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等さまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っている。

その結果、都会の自治体は税収を得るが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入らない。

そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」、そのような思いのもと、「ふるさと納税」が導入された。

総務省は8月1日、ふるさと

と納税制度に基づく自治体への2022年度の寄附総額は、前年度比1352億円増の9654億円となり、制度の浸透により3年連続で過去最高を更新したと発表した。

本市のふるさと納税の取り組みとして、返礼品を提供していただく協賛事業者の拡充と新規返礼品の掘り起こしを行い、本市の観光都市としての魅力を

知っていたため、宿泊券や食事券に加えて、ジーンズなどの物づくり体験、人力車利用券、着物レンタルなど、倉敷を訪れて使用していただく体験型返礼品の充実を図り、協賛事業者数、返礼品数も増加し、寄附金額も増加してきていると思う。

一方で、多くの住人がいる都市部の自治体では、住民の他自治体への寄附が盛んになることで、現住所の自治体に入る税金が減る傾向にあり、2023年度の減収額が大きかった自治体は、横浜市272億円、名古屋市159億円、大阪市149億円などであった。

本市の令和4年度目標額3億5000万円に対し、実績はどつであつたのか、また、令

和5年度の目標寄附金額について伺いたい。

【森市民局長】

本市が、令和4年度にふるさと納税で全国の方々から受け付けた寄附金額は、4億4849万5380円、寄附件数は、1万6044件となっている。

また、令和5年度の目標寄附額は5億円としており、庁内関係各課の職員からなる「ふるさと納税推進検討会」での取り組みや、新たに効果的な広報戦路を行うことにより、令和5年8月末現在の寄附額は、1億5038万5400円と対前年比約2倍となっている。

### ふるさと納税における 税収への影響について

ふるさと納税において、市民の他自治体への寄附が盛んになることで、本来本市へ入るべき税金が減ることになると思うが、ふるさと納税における本市の税収への影響について伺いたい。

【森市民局長】

倉敷市民が他の自治体へふるさと納税したことによる本市税

収への影響額、いわゆる「ふるさと納税に係る寄附金税額控除額」は、令和4年1月から12月までの寄附対象分（令和5年度報告分）で10億6591万円となっている。

令和4年の本市への寄附額が約4億3500万円であるため、市税の減収分と寄附額との差し引きは、約6億3100万円となっている。

ただし、「ふるさと納税に係る寄附金税額控除額」、約10億の4分の3（75%）は、地方交付税により国から補填される仕組みとなっている。

### ふるさと納税のルール 見直しについて

総務省は、ふるさと納税について、これまでもルールの変更を行ってきたが、本年10月から返礼品や経費に関するルールを見直すこととしているが、どのような見直しとなるのか伺いたい。

【森市民局長】

このたびの総務省による「ふるさと納税」に係る告示の改正により、大きく二つの点でルールが見直された。

その一つ目の募集適正基準においては、ふるさと納税の募集に要する費用は、当初より寄附額の5割以下と定められているところである。これまでその費用の対象外であったワンストップ特例申請や寄附金受領証明書に関する事務など、募集に付随する事務に関しても、広く対象に含まれることとなった。

二つ目の地場産品基準においては、例えば関連性のある複数の返礼品をセットとして扱う場合、基準を満たすものの価値が全体の7割以上であることなど、具体的な割合や事例が示された。

### ルール見直しによる影響について

本年10月からの地場産品の基準厳格化や寄附募集にかかる事務経費の算定基準のルール見直しにより、本市の令和5年度の目標寄附金額や返礼品など何らかの影響が出てくるのか伺いたい。

【森市民局長】

新たな募集適正基準によると、現状のままでは費用が5割を若干上回ることが懸念される

ので、寄附金全体の額の5割以下となるよう、経費の見直しに努めているところある。

また、地場産品基準についても、本市で確認を行ったところ、数品が適用外になることが分かったため、それについては、10月以降は除外することとしている。

今後も国の基準に従って、倉敷市の魅力を発信できる体験型返礼品の拡充や新規返礼品の開拓に取り組みことで、順調に推移している寄附金額を維持し、目標額を上回るよう努めていく。

～ 市議会に傍聴に来られる皆様へ ～

【本会議・予算決算委員会】定員64人(先着順)低層棟4階傍聴席入り口で傍聴券に記入してご入場ください。車いすスペースもあります。団体でお越しの場合は、3階の議会事務局受付で団体手続が可能です。

※定例会は年4回開催されます。臨時会が開催されることもあります。